

第 2 次石岡市男女共同参画基本計画後期実施計画の策定について

1 計画の期間

後期実施計画の計画期間は、令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 年間とします。

基本計画 : 10 年間 (平成 30 年 (2018 年) 度～令和 9 年 (2027 年) 度)

実施計画 (前期) : 5 年間 (平成 30 年 (2018 年) 度～令和 4 年 (2022 年) 度)

(後期) : 5 年間 (令和 5 年 (2023 年) 度～令和 9 年 (2027 年) 度)

年度	H30 2018	R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027
計画 期間	第 2 次男女共同参画基本計画 (平成 30 年度～令和 9 年度 10 年間)									
	前期実施計画 (平成 30 年度～令和 4 年度 5 年間)									
						策定	後期実施計画 (令和 5 年度～令和 9 年度 5 年間)			

2 石岡市男女共同参画推進体制

石岡市男女共同参画条例 第 2 次石岡市男女共同参画基本計画

石岡市男女共同参画審議会

根拠 石岡市男女共同参画条例第 17 条
委員 15 名以内（公募含む）
任期 2 年
内容 ・基本計画に関する事項、その他男女共同参画の推進に関する重要事項を審議する。
・男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を調査し、市長に対して意見を述べる。

男女共同参画推進連絡会議

（庁内連携組織）

内容 ・施策の推進、総合調整ほか
* 必要に応じて、分科会を設置。

実施計画（5 年間）

普及・啓発事業

調査・研究事業

人材育成支援等

相談事業

女性問題支援ネットワーク会議

メンバー…市関係各課・女性相談員・石岡警察署生活安全課
内容 女性問題全般の総合調整及び DV 等に関する相談・保護・自立支援等

3 石岡市男女共同参画基本計画の体系

計画の体系図

基本目標（基本方針）	基本施策
1 あらゆる分野での女性の活躍促進	① 経済分野における男女共同参画の実現 女性活躍推進法による市町村推進計画
	② 行政分野における男女共同参画の実現 女性活躍推進法による市町村推進計画
	③ 地域活動における男女共同参画の実現
	④ 女性活躍に向けた意識の改革と社会制度・慣行の見直し
2 男女がともに働きやすい就業環境の整備	① 職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進 女性活躍推進法による市町村推進計画
	② 働く女性，働きたい女性への支援 女性活躍推進法による市町村推進計画
3 仕事と生活が調和できる社会環境の整備	① 男性の家事・育児等への参画促進
	② 仕事と子育ての両立支援
	③ 仕事と介護の両立支援
4 安全・安心に暮らせる社会の実現	① 女性に対するあらゆる暴力の根絶 配偶者暴力防止法による市町村基本計画
	② 生涯にわたる男女の健康支援
	③ 男女共同参画の視点にたった防災体制の確立
	④ 様々な生活上の困難や課題を抱える男女の支援

4 後期実施計画に盛り込む新たな視点について

- (1) 性的少数者（LGBTQ）に関すること
- (2) コロナ禍における女性の取り巻く状況に関すること